

令和8年2月4日

菊池市議会議長
水上 隆光 様

氏名 東 奈津子

年度政務活動費収支報告書

菊池市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、次のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入
政務活動費 240,000 円(うち議員辞職に伴う返還額 40,000 円)

2 支出 (単位 円)

項目	金額	備考
会議研修費		
調査研究費		
資料作成費		
資料購入費	29850	書籍代他
広報費	42578	議会報告印刷代
広聴費		
人件費		
事務所費		
要請・陳情活動費		
合計	72428	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 127572 円(200,000 円-72428 円)

4 返還金 167572 円(127572 円+40,000 円)



領収証 東奈津子 様 No. _____

金額

¥ 7,200 -

内 訳 _____

現 金 _____

小 切 手 / _____

手 形 / _____

消費税額等 (%) _____

消費税額等 (%) _____

但 月刊「住民と自治」(2025年4月~12月分) ¥12

2025年 5月 16日 上記正に領収いたしました

NPO法人(まると地域自治体研究所

T 862-0854

熊本市中央区津本1丁目30-7

TEL/FAX 096-353-3531



印紙

登録番号

GR266325

領収証 東奈津子 様 No. _____

1,870 円

但 書籍代 (わか子の不登校という問い)

入金日 2025年 10月 1日 上記正に領収いたしました

収 入

印 紙

内 訳 _____

税抜金額 _____

消費税額等 (%) _____

新 熊 本 三 重 印 紙

熊本市中央区津本1丁目30-7

〒860-0041 電話 096-353-3531

領収証 東奈津子 様 No. _____

2,420 円

但 書籍代として (気候危機 打開と社会変革)

入金日 2025年 10月 7日 上記正に領収いたしました

収 入

印 紙

内 訳 _____

税抜金額 _____

消費税額等 (%) _____

新 熊 本 三 重 印 紙

熊本市中央区津本1丁目30-7

〒860-0041 電話 096-353-3531

< 資料購入代 >

103

領 収 証

No. _____


東 奈 津 子 様 2025年12月26日

★ ¥3,600-

2025年4月~12月 生活と健康を守る新聞代

上記正に領収いたしました

内 訳	熊本市生活と健康を守る会
税抜金額	〒862-0950
消費税額等(%)	熊本市中央区水前寺3丁目10-3 藤本アパート1号
	TEL (096) 384-9648



コクヨ ウケ-1036

< 広報費 >

10/

領収書



東 奈津子様

取引年月日: 2025年08月14日(木)

下記正に領収いたしました。

領収書番号: R-250812452013

合計金額 (税込) **21,289円**

ラクスル株式会社



10%対象 21,289円 (内消費税: 1,935円)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号: T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
250812452013-01	チラシ・フライヤー / A3 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準: 90kg / 折り加工: 2つ折り(センター折り)	2,000部	19,354円	出荷予定日: 2025年8月14日 202506菊池市議会報告 表

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 19,354円
小計 (税抜)	19,354円
合計金額 (税込)	21,289円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksul.com/contact/>) からご連絡ください。

< 広報費 > 102

領収書



東 奈津子様

取引年月日: 2025年10月25日(土)

下記正に領収いたしました。

領収書番号: R-251023182303

合計金額 (税込) **21,289円**

ラクスル株式会社



10%対象 21,289円 (内消費税: 1,935円)

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号: T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
251023182303-01	チラシ・フライヤー / A3 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準: 90kg / 折り加工: 2つ折り(センター折り)	2,000部	19,354円	出荷予定日: 2025年10月25日 202509菊池市議会報告 表

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 19,354円
小計 (税抜)	19,354円
合計金額 (税込)	21,289円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksul.com/contact/>) からご連絡ください。

2025年 6月 市議会報告

みなさん、こんにちは。日本共産党の東なつ子です。
2025年（令和7年）第2回定例会（6月議会）が6月13日から7月4日の日程で開かれました。今回の一般質問では、「PFAS対策について」「学校給食費について」の2つのテーマをとりあげました。一般質問の概要と6月議会に提案された議案、請願、意見書に対しての討論の概要を報告します。

日本共産党市議会議員

東
なつ子

Natsuko



一般質問①

「PFAS対策について」

東なつ子市議は、質問の冒頭、菊池市が熊本県の「地下水保全総合管理計画」の構成自治体の一つであり、地下水の保全に責任を負っている自治体の一つであることを指摘し、以下質問を行いました。

東「今年、3月の県の環境モニタリング委員会の報告で、JASM稼働後にPFAS（有機フッ素化合物）PFASの中のPFBS、PFBAの値が急上昇していることが明らかとなった。有毒性が指摘されているPFASがJASM稼働後に急上昇したことに市民の間で不安が広がっている。県に調査を速やかに行う事を求めること。また、市としても、JASMに2種類のPFASの使用中止を求めるべきではないか。」

執行部「県の動向を注視しながら、県や近隣自治体からの情報収集・共有を図ってまいりたい。」

東「TSMC進出以降、本市においても8件の半導体企業が進出している。半導体の製造過程では大量のPFASが使用されることが予想される。PFASの使用の有無、種類、排出、保管の方法等について聞き取り調査を行っていくべきではないか。」

執行部「県環境モニタリング委員会で示された対応方針に基づき、県としての対応が図られることとなっている。県の動向を注視しながら、県や近隣自治体からの情報収集・共有に努めてまいりたい。」

東なつ子市議は、PFASの汚染が深刻なEUでは全てのPFASを全面禁止しようとしており、更に、ドイツにおいては来年度から日本と比較しても格段に厳しい目標値の適用が開始されようとしていることを指摘。「県のモニタリング評価結果を受けての対応が、この国際的な最新の知見を反映していないことは、問題である。県にしっかりと指摘をすべき」「企業には、地域の環境を守る責任がある。国や県から巨額の補助金を受け取り、巨額の収益を得ながら、有害物質による環境汚染を行政が放置することなど到底許されない。県とともに地下水保全に責任を負う構成自治体が今こそしっかりと役割を果たすべきである」と述べました。

一般質問②

「学校給食について」

東なつ子市議は、学校給食費の保護者負担が、年間で、一人当たり、小学校で6万円前後、中学校では多くが7万円を超えている実態を明らかにし、今、全国でも県内でも、自治体の規模に関わらず無償化に踏み出す自治体が広がっていることを紹介。義務教育における学校給食費の無償化を改めて求めました。

東「全国でも県内でも給食費の無償化が進んでいる。給食は教育の一環である。菊池市でも無償化実施を進めていくべきではないか」

執行部「学校給食法では、保護者の方にご負担をいただくことを原則としている。したがって、無償化を行う考えは現在のところございません。ただし、国では、2026年以降できる限り早期の制度化を目指したい、中学校給食についても、可能な限り速やかに実現したいと言及されておりますので、学校給食の無償化について、今後の推移を見守りたいと考えている」。

東なつ子市議は、「国自身は、地方自治体が独自で無償化を含む補助をおこなうことを否定しないと、国会の委員会が答弁している。『学校給食法』はやらない根拠にはならない」と指摘しました。

また、菊池市において、2年連続で給食費の保護者負担が増えている状況（1年間で約3千万円の保護者負担増）を示し、「全国でも県内でも無償化の流れが進む中で、本市においては逆行する事態ではないか。」と述べ以下質問しました。

東「国の交付金の活用も含め財政的な措置をとり、保護者負担の値上げをする状況は避けるべきではないか」
教育長「物価高騰対応の臨時交付金を活用し給食費に補助をする予定である」

東なつ子市議は、最後に「菊池市での無償化実施の予算は、約2億3千万円。標準財政規模でみると全体の予算の約1・5%。出来ない額ではない。国の無償化実施を後押しする上でも菊池市でも市独自で速やかに実施を行うべきである」と述べました。



2025年 6月 東なつ子市議会報告

6月定例会では、条例の制定、補正予算、人事案件など31議案が提案。また、議員提出議案が3件、陳情が1件ありました。東なつ子市議は、議会開会日と最終日に、合わせて7議案の討論を行いました。

議案第36号「菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

(反対の理由)

国民健康保険税の限度額の改正が行われている点です。全体の課税限度額が106万円から109万円へと引き上げられています。課税限度額の引き上げは4年連続となります。

物価高騰で市民の暮らしが厳しい時に行政がやるべきことは、限度額の引き上げで、保険者間の中で財源を求めるのではなく、国庫負担増による保険料の引き下げを地方としても国に強く求め、自治体独自でも法定外繰り入れの活用で高すぎる国保税の引下げを行う事です。

・ ・ 賛成多数で可決

議案第42号「菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

(反対の理由)

0歳から2歳までが対象の小規模保育施設や家庭的保育事業所において、3歳以降の連携施設を確保しなければならないとする規定に対し、経過期間を更に5年延ばす内容です。さらに、市長の認める条件を満たせば、保育士の欠員などの場合の代替保育の連携も不要とする規制緩和です。本市においては、該当する施設はないとの事でありましたが、子どもの命を預かり、健やかな成長を支える施設に、このような規制緩和が持ち込まれる条例改正は認めるべきではないと考えます。

・ ・ 賛成多数で可決

議案第43号「菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について」

(反対の理由)

本条例は、「地域牽引事業」に税制優遇や優良農地転用を認めるもの。実際に支援の対象となるのは、圧倒的多数の地域の中小企業、小規模事業者ではなく、ごく一握りの力のある中核企業ということになる。今回の条例改正で限られた企業に対しての、このような優遇措置が3年間、さらに延長される内容です。所得に応じて、あるいは所有資産に応じて税を納めるのが税制の原則です。一部の企業のみを税で優遇する条例の更なる期間延長は賛成できません。

・ ・ 賛成多数で可決

議案第45号「令和7年菊池市一般会計補正予算(第1号)」

(反対の理由)

本補正予算案の中に「障害者福祉一般経費」と「児童福祉総務費」の事業で、従来、資格確認証で確認していたものをマイナンバーを活用して対応できるものとするためにシステム改修を行う経費が含まれている点です。

福祉や子育て支援などの自治体が保有する情報がマイナンバーに紐づけられ、自治体独自の個人情報の保護という点でも大きな課題を抱えていると言わざるを得ない。

・ ・ 賛成多数で可決

議案第39号「菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(反対の理由)

この条例改正によって、介護保険や児童手当、障害者福祉など住民に身近な20業務の情報システムを国の仕様に統一する「自治体情報システム標準化」が行われます。「自治体情報システム標準化」には大きな問題があります。

まず一つは、経費の問題です。少なくない自治体で「標準化システム」への移行前と比べて運用経費が増えている実態があります。また、「情報システム標準化」によって、国は自治体のさまざまな福祉制度や住民サービスの提供状況などを詳細に把握することが出来るようになり、政策面での中央集権化が進み、地方自治が侵害されます。

・ ・ 賛成多数で可決

議員提出議案第6号「菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

(反対の理由)

二元代表制の下、地方議員は市民と市政をつなぐ住民自治の重要な担い手であり、議会と行政に住民の声を届けるとともに、行政、首長の行政運営を住民の立場からチェックする重要な役割を担っています。

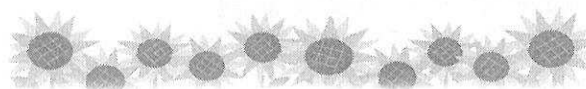
議会が住民の意思を代表し住民の声を届ける役割を果たすという上で、多様な意見が反映できる数が必要であると考えます。少数意見や異なった意見もきちっと反映できること、今日、とりわけ重視されている女性の市議会への参加も可能とするならば、これを保障する定数が必要であると考えます。議員一人が対応する住民の数を考えると、菊池市はもちろん日本全体でも議員の数は足りていないと思います。住民のために働く議員の姿が見えない。何をやっているのかわからない。だから減らしてもいい。これでは悪循環です。

また、議員、議会には、大きな権限を持った市長、執行機関に対するチェック、監視機能を果たしていく事が求められており、それにふさわしい議員の数が必要であると考えます。

以上の点を踏まえるならば、議員の定数を削減することは、議会と議員の果たす役割を自ら狭めるものであり、市民の声を市政へ届ける重要なパイプを削る行為そのものであり、結果として自治体を住民から遠ざけることにつながります。

市民が議会に求めていることは、市民の声をしっかりと市政に反映させることであり、市政に対するしっかりとした監視、チェック機能を果たすことであり、定数削減はこの願いと逆行すると考えます。

・ ・ 賛成少数で否決



東
なつ
Natsuko



みなさん、こんにちは。日本共産党の東なつ子です。

2025年(令和7年)第3回定例会(9月議会)が8月26日から9月25日の日程で開かれました。今回の一般質問では、「オスプレイと米軍機の低空飛行訓練について」「地下水保全対策について」の2つのテーマを取り上げました。一般質問の概要と9月議会に提案された議案等に対するの討論の要を報告します。

一般質問①

「オスプレイと米軍機の低空飛行訓練について」

重大事故を繰り返す欠陥機オスプレイが本市の上空を低空飛行することは言語道断であり見過ごすことのできない事態！

陸上自衛隊V-22オスプレイが佐賀空港西側の陸上自衛隊駐屯地に配備が完了し、随時、飛行訓練が開始されました。今回のオスプレイ配備に伴って日本共産党の田村貴昭衆議院議員が政府に対して提出した質問主意書に対する答弁によると、陸上自衛隊V-22オスプレイの低空飛行訓練区域が、九州7県で85か所に広がる可能性があることが明らかとなりました。この中で、85

か所のうち熊本県は21か所で最多。さらに、21か所で示されている箇所の中に本市(竜門ダムと鞍岳)が含まれています。

東なつ子市議は、開発段階から事故をくり返し、構造的な欠陥機と言われるオスプレイが本市の上空を飛行することは「言語道断である」と指摘し、以下質問を行いました。

東「危険性が指摘されているオスプレイが本市の上空を飛行することについての市の見解は」

市長「本市においては、陸上自衛隊オスプレイについては、現在、低空飛行訓練を行う区域はない」

東「オスプレイの撤去と飛行の中止を国に求めるべきではないですか」

市長「国の専権事項であり、有事に備えた訓練である」

東「低空飛行訓練の目撃情報を市として把握すべきではないか」

市長「県全体で行うべき取り組みとして、県と連携を図っていきたい」

東なつ子市議は、市長の「国の専権事項」という答弁に対し、「外交や防衛であっても住民生活に重大な影響を及ぼす場合には、自治体が主体的に関与すべき」「自治体にとって重要なのは、国の政策から市民生活を守るという視点である」と指摘しました。

一般質問②

「地下水保全対策」地下水の収支が大きく崩れ、枯渇への危機が進行している。行政はこの認識に立つべきである！

TSMC や関連企業の進出、開発による影響で地下水の減少、枯渇が懸念されています。今年に入り、熊本県は、地下水の将来予測を発表。しかし、そこで示されて

いる期間はわずか5年であり、2024年度までの17年間の予測期間と比較しても短く、将来予測と言えるものではありません。

東「TSMC や関連企業の進出、開発による地下水の現状を市としてどのように認識しているか。又、県の示した将来予測についての市の見解は。」

執行部「直近の令和5年度から6年度にかけては、2か所の観測地点のいずれにおいても微増の傾向が見られている。」「将来予測については、県と同様の認識である。」

東なつ子市議は、「くまもと地下水財団」が作成した資料で、10億トンあった涵養量が44年間の中で約5億トンにまで減少している事実を示し、市の認識の不十分さを指摘。「地下水の現状の認識では、短期的なスパンだけでなく長期的なスパンも必要」「地下水の収支が大きく崩れ、枯渇への危機が進行している。行政はこの認識に立つべきである。」と述べました。

次に、東なつ子市議は、現在、菊池市で取り組まれている地下水保全対策の「雨水貯留タンク」「雨水浸透マス」について以下質問を行いました。



東「補助額の拡大、そして現在対象外となっている企業へも対象を広げていくべきと考えるがどうか。」

執行部「本年4月より、補助単価を1基あたり10,000円から15,000円に引き上げ、地下水涵養に向けた取り組みの推進を図っている。また、補助対象の拡大についても、検討していきたい。」

東なつ子市議は、地下水の収支のバランスを崩すような開発そのものに自治体として検討を加えていくと同時に、自治体としてもあらゆる手立てを講じなければ、地下水の収支のバランスが崩れることは必至であると指摘。補助の額の拡大、対象の拡大を速やかに検討することを改めて要望しました。

※「雨水貯留タンク」・・・「雨どいから取水し、溜まった水をガーデニングの水やりや、車の洗車、災害時の非常用生活水などに利用する。一基につき経費設置の3分の1以内。200リットル以上が上限35,000円。200リットル未満が上限24,000円の補助がある。

※「雨水浸透マス」・・・設置することで雨水を地中へ導き、地中にしみこんだ雨水は一部が地下水となる。1基あたり15,000円。4基まで補助がある。



9月定例会では、条例の制定、補正予算、決算認定、議員提出議案、意見書案、請願など23件の議案審議を行いました。東なつ子市議は、8議案に反対しました。以下、議案の討論の主な内容です。

議案第72号「令和7年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

(反対の理由)

「子ども子育て支援金」の導入に伴い、システム改修の予算が計上されている点。「子ども子育て支援金」制度は、3・6兆円規模の子ども・子育て政策の給付拡充を図るための財源確保として公的医療保険に上乗せして新たに国民から徴収をおこなう支援金。支援を拡充しようとするれば保険料を上げざるを得ない、その範囲内しか拡充されないとかなりかねない。また、負担増は加入する保険で異なるため、収入が少ない人が多い人より負担が増える事が起こる。75歳以上の後期高齢者や今でも負担が重い市町村国保は、現在の保険料に対する負担増の比率が高く、逆進性が強まる。少子化という国の存続に関わる課題なら、抜本的支援のために税制を変え大企業・富裕層に応分の負担を求めることが不可欠である。

・・・賛成多数で可決

※議案第71号「令和7年度菊池市一般会計補正予算」、議案第73号「令和7年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についても、同上の理由で反対しました。

・・・賛成多数で可決

議案第77号「令和6年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(反対の理由)

令和6年度の予算執行が、物価高騰で厳しさを強いられている市民の暮らしを支える内容ではないという点。一方で、決算時において財政調整基金は74億円を超えている。前年度の比較でも2億近く積み増している。令和元年度からの決算時の残高は13億円以上積み増しており、1・2倍にもなっている。菊池市の標準財政規模に照らしても、倍以上の残高であり、熊本地震などの災害対応を考えても適切な運用が求められる。高すぎる国保税の引下げ、介護保険料の軽減、介護従事者の市独自の処遇改善など市民の暮らしと生業を支える予算の執行であるべきです。

・・・賛成多数で可決

議案第78号「令和6年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

(反対の理由)

国保税の負担が市民の暮らしの実態に照らして重すぎるという点。令和6年度の決算審査でも、所得の低い「普通徴収分」の現年度滞納分は令和5年度と比較して増えている。国や県の負担も令和5年度と比較して5000万円も減っていることも明らかとなった。国などに負担増を求め、構造的な問題の解決を図っていくとともに、住民の暮らしと福祉に直接責任を負う地方が一般会計からの法定外繰り入れを行なうなどして引き下げへと努力を強めるべきである。

・・・賛成多数で可決

議案第79号「令和6年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

(反対の理由)

1点目は、本制度が問題のある制度であるという点。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を他の世代から切り離して、際限のない負担増と差別医療を押し付けるもの。2点目は、令和6年度は保険料が値上げされた年であり、その点でも本議案には賛成できない。

・・・賛成多数で可決

議案第79号「令和6年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

(反対の理由)

1点目は令和6年度は第9期事業計画の最初の年度あり、保険料は据え置かれているが、高齢者の生活実態に照らせば引き下げを行うべきである。2点目は、同じく第9期では介護報酬改定が行われた年であり、訪問介護事業所の基本報酬が引き下げられた年である。その結果、全国でも事業所が大変厳しい状況へと追い込まれており、サービス後退へと進んでいる。「保険あって介護なし」今でも深刻な実態のもと、国はさらに、利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助等のサービスを保険給付から外すことなどの改正案を来年度の通常国会に提出することを狙っている。このような、国の制度改悪を前提とする予算の執行、決算の認定は認められない。

・・・賛成多数で可決

議員提出議案第8号「菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」(現在の定数20名を18名へと削減する内容)

(反対の理由)

議会は、①地方自治体という団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、②執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っています。また、個々の議員を通じて執行部に対し住民の意思を伝え、同時に執行機関を批判、監視していくことも大きな役割です。このような立場に立てば、議員定数を削減することは、憲法と地方自治法によって保障された民主主義制度の根幹を揺るがす問題であります。

地方分権の時代において議会に求められているのは、議員定数の機械的な削減ではなく、住民の多様なニーズや意思を正確に反映できるだけの議員の数であり、議会・議員の本来の役割が発揮できるような質的な向上を図ることです。

市民の中には多様な意見があり、行政への要求も山積みしています。こうしたなか、経費削減を主な理由にして定数を削減することは、市民にもっとも身近な議会とのパイプを細くし、いまでも遠いと言われる市政をなお一層遠い存在にさせてしまいます。

議員定数削減は市民が政治に参加する権利を削り、多様な民意を切り捨てることにつながり、行政をチェックする議会機能を弱めることに他なりません。

・・・賛成少数で否決